

平成29年度 日野町社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人

日野町社会福祉協議会

平成29年度 日野町社会福祉協議会事業計画

～基本理念～

住民の参加と自治に根ざした やさしさとぬくもりのある福祉のまち 日野
“困った時はお互いさま 支え合う 地域づくりを”

I. 基本方針

少子高齢社会の一層の進展や人口減少、核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化により地域の福祉力が脆弱になりつつあります。また、地域においては、生活困窮者の増大や子どもの貧困の問題、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、虐待や悪徳商法などの権利擁護の問題などの生活課題が複雑化・深刻化しています。

国においては、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、また、子ども・子育て支援新制度のスタート、介護保険制度の改正など、制度や施策が大きく見直されたところであり、さらには、社会福祉法人を取り巻く状況が大きく変化中、平成28年3月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法人である社会福祉協議会も社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を、确实、効果的かつ適正に行うことが求められています。

日野町においては、具体的な地域福祉のまちづくりの方向性を示す『日野町地域福祉・健康づくり・食育計画』の見直しが行われ、計画期間を平成28年度から5年間とする新たな計画を策定されました。また、介護サービスの充実、高齢者を支える地域づくり・仕組みづくりを進めるため、平成27年度から3年間を計画期間とする『日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第6期)』が策定されました。

このような状況のもと、日野町社会福祉協議会では、地域福祉を計画的に推進するため、平成28年度から5年間を計画期間とする『日野町地域福祉活動計画(第3次プラン)』を策定しました。「住民の参加と自治に根ざした やさしさとぬくもりのある福祉のまち 日野」を計画の基本理念とし、①互いに支え合う地域づくり、②地域で支える人づくり、③地域を支える仕組みづくり、④安心して暮らせる体制づくり、の4つの基本目標を達成するため、地域のあらゆる福祉課題に向き合い、受け止め、寄り添いながら、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

平成29年度は日野町地域福祉活動計画(第3次プラン)の2年目となります。困った時はお互いさま支え合う地域づくりを目指し、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や福祉協力員、字福社会、地区社協、福祉関係団体、行政などと連携と協働により地域福祉活動を推進していきます。

II. 平成29年度の重点推進事項

1. 地域支え合い活動の支援

日野町社会福祉協議会では、字福社会や地区社協などの身近な地域を単位とした「地域福祉活動」を進めています。自治会ごとに福祉のまちづくりのリーダーとして福祉協力員を配置していただき、自治会の役員や民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携を図りながら、それぞれの地域で、サロン等のふれあい・交流活動や見守り・支

え合い活動などに取り組まれています。これらの活動を住民とともに考え、支援するため、地域の支え合い活動を推進する生活支援コーディネーター（コミュニティワーカー）を引き続き配置します。

2. 生活困窮者自立相談支援事業の充実

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に係る自立相談支援事業を滋賀県から受託し、相談窓口を開設しています。社会的な孤立・孤独から起因する新たな福祉課題、経済的な理由による生活困窮者の相談を受け、就労自立や社会的自立に向け、きめ細やかな相談支援のネットワークづくりに努め、包括的・継続的な支援を行います。

3. 在宅介護支援事業の適切な事業運営

介護保険事業や障害者総合支援事業などの在宅介護支援事業においては、適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを実施します。また、介護保険制度の改正により、介護予防給付が地域支援事業へと移行されることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう社協の特性を活かした取り組みについて検討していきます。

4. 地域福祉を推進するための社協基盤の強化

社会福祉法人制度の見直しにより、社協として今まで以上にガバナンスの強化や透明性の確保、公益的な取り組みなどの一層の自覚をもった対応が求められています。社協の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するとともに、利用料や補助金・委託料の確保に努め、予算の効果的・効率的な執行を行っていきます。さらには、人事交流や職員研修の充実により、住民目線と公益的使命を有した職員の育成を図り、将来を見据えた人材育成の取り組みを推進します。

Ⅲ. 事業計画

【地域福祉】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

会務の円滑な運営を図るための事業を行う。

- ① 理事会および評議員会の開催、並びに自主財源の確保
- ② 監事による業務執行状況、財産の状況、会計の状況監査
- ③ 福祉関係機関との連携の強化
- ④ 社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）の円滑な運営

(2) 職員の研修と人材育成

職員研修の実施と人材育成に努める。

- ① 職員（嘱託・パート・登録職員等を含む）に対する研修の実施と福祉関係機関、団体主催の研修会への参加
- ② 職員の事業における人事交流と資質の向上および仕事への研鑽
- (3) 調査研究開発事業ならびに情報の収集および提供**

地域福祉活動や在宅介護サービスの改善策や住民参加のあり方等の研究を実施し、社会福祉協議会の運営事業の発展、充実を図る。

 - ① 地域福祉活動推進のための情報収集と提供
 - ② 介護事業における新規事業の調査、研究
 - ③ 認知症介護の検討
 - ④ 介護予防事業の検討
- (4) 広報啓発活動**

広報活動を通じて、業務の周知と啓発活動に努める。

 - ① 広報「福祉ひの」の発行〔年5回発行〕
 - ② ホームページの有効活用
- (5) 福祉活動関係団体等への支援**

福祉活動関係団体等への適正な支援を行う。

 - ① 福祉活動関係団体への支援と助成金の交付
 - ② 敬老会実施に伴う助成金の交付
- (6) 滋賀の縁創造実践センターへの参画**

民間福祉関係者が制度や分野の枠を超えてつながり、社会とつながっていない人々が地域の中で暮らせるよう、支援する仕組みと実践をつくっていくためのプラットホームとして設立された『滋賀の縁創造実践センター』に参画する。

2. 地域福祉事業

- (1) 地域福祉活動計画の着実な推進**

日野町地域福祉活動計画（第3次プラン）の着実な推進を図る。
- (2) 福祉の学習事業**

地域福祉に関する理解を深めることを目的とした各種研修会や学習会を開催し、地域福祉を支える人材の養成および地域の福祉力の向上を図る。

 - ① 福祉協力員研修会の開催
 - ② 地区社協、宇福社会等研修会（ちいきふくし講座）の実施
- (3) 住民参加による地域福祉事業**

地区社協、宇福社会などの支援を行い、地域に根ざした福祉活動を展開する。

 - ① 地区社協への支援
 - ② 地区社協正副会長会議の開催
 - ③ 宇福社会への支援

- ④ ふれあいいいきサロン活動への支援
- ⑤ 地区社協の子育てサロンへの支援
- ⑥ 「心ふれあう福祉のつどい2017」の開催支援
- ⑦ 傷害保険への加入等

(4) 心配ごと相談事業

住民の日常生活における心配ごとの相談に応じ、適切な助言・指導を行い、地域住民の福祉の増進を図る。

- ① よろず相談事業〔毎週木曜日・午前中〕
- ② 弁護士による法律相談事業〔毎月1回開設〕
- ③ 常設相談〔月～金〈祝日除く〉、職員対応〕
- ④ 相談員の研修会・学習会の開催

(5) セーフティネットの関係事業

既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するため、住民が安心して生活していけるようセーフティネット機能の充実・強化を図る。

- ① 生活困窮者自立相談支援事業（滋賀県からの受託事業）
- ② 生活福祉資金貸付事業（滋賀県社会福祉協議会から受託）
【予算：生活福祉資金貸付事業サービス区分】
- ③ 地域福祉権利擁護事業【予算：法人運営事業サービス区分】
- ④ 緊急用食料品等給付事業【予算：善意銀行運営事業サービス区分】

(6) 地域生活支援事業

地域住民の生活を支えるための援助事業の推進。

- ① 在宅介護支援事業（ふれあい通所サロン）の開催
- ② 在宅介護支援事業（在宅介護者のつどい、ほっこりカフェ）の開催
- ③ 「命のバトン」事業の推進と配布の拡充

(7) 民生委員児童委員協議会事務局

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動が円滑に進むよう支援する。

3. ボランティアセンター事業

ボランティア活動への支援を行い、育成に努める。

- ① ボランティア講座、小・中学生ボランティア体験講座の開催
- ② ボランティア団体連絡協議会への支援
- ③ ボランティアグループへの助成
- ④ ボランティアの育成
- ⑤ 子育て活動への支援
「おもちゃ図書館」（月2回）の開催
（ボランティアグループ「かみふうせん」へ委託）

4. 共同募金配分金事業

(1) 共同募金事業

日野町共同募金委員会の募金活動に協力する。

- ① 赤い羽根共同募金(10月1日～12月31日)
- ② 歳末たすけあい募金(12月1日～12月31日)

(2) 共同募金一般事業

日野町共同募金委員会の助成を受け、地域福祉事業を行う

- ① 高齢者福祉活動（敬老訪問、百歳祝、ひとり暮らし高齢者防火訪問）
- ② 障がい者（児）福祉活動（障がい児学童クラブ助成）
- ③ 児童・青少年福祉活動（こどもの日の行事助成）
- ④ 住民全般福祉活動

（児童遊園地整備助成、福祉教育推進校活動助成、サロン活動助成、地区社協配食サービス事業助成、こんにちは赤ちゃん訪問等）

(3) 歳末たすけあい事業

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう住民主体の福祉活動を展開する。

- ① 学童保育所等歳末事業助成
- ② 歳末支え合い事業助成
- ③ 歳末たすけあい訪問事業助成

5. 善意銀行運営事業

善意銀行の周知と適正管理と運営に努める。

- ① 善意銀行の周知
- ② 善意銀行運営委員会の開催
- ③ 備品等の整備と貸出し
- ④ ひとり暮らし高齢者等への非常ベル・ブザー等の設置

6. 勤労福祉会館管理委託事業

平成28年度から平成32年度までの5年間、当協議会が日野町勤労福祉会館の指定管理者に引き続き任命された。指定管理者として、適正な管理運営と貸館のPRに努める。

- ① 住民から信頼される適切できめ細かな運営管理
- ② 貸館利用のPR

7. その他委託事業

(1) 介護予防事業

町から委託を受け、高齢者に対し、認知症や要介護状態にならないための介護予防サービスを提供する。このことにより、在宅高齢者に対し生きがい

や健康づくりを進め、寝たきり予防のための知識の普及や啓発等により健やかで活力ある地域づくりを推進する。

① 日野町介護予防普及啓発事業（おたっしや教室）の開催

選定された地域で、介護予防教室を開き、転倒骨折予防に効果のある体操等を実施しながら身近な地域での仲間づくりを進める。

② 「おたっしや教室」継続開催支援（フォロー教室・フォローアップ教室）

「おたっしや教室」を既に開催した地域に対して、継続して介護予防に取り組めるよう支援を行う。

③ 日野町地域介護予防活動支援事業（運動指導サポーター養成講座）の開催

④ 認知症予防「脳いきいきゲーム」リーダー養成講座および「脳いきいき教室」の開催

(2) 地域支え合い事業

町から委託を受け、生活支援コーディネーターを配置し、第2層（公民館単位）で地域の支え合い活動を推進する。あわせて、在宅福祉サービスの人材の育成を図るため、生活支援サービス従事者講習会の開催する。

① 生活支援コーディネーター（コミュニティワーカー）の配置

住民が主体となる地域の支え合い活動を推進するため、モデル事業として2地区を担当する生活支援コーディネーター1名を配置する。

② 生活支援サービス従事者講習会の開催

在宅福祉サービスの充実および介護人材の育成を図るため、家事（買物、洗濯、掃除など）援助に従事する生活支援サービス従事者を養成する講習会を開催する。

8. その他の事業等

(1) 防災・災害援助活動

町および県社協と連携した防災対策・災害援助に努める

① 町と連携した防災対策や防災訓練を行う

② 地域と連携した防災対策を進める

③ 町および県社協と連携した災害援助

(2) 日本赤十字社滋賀県支部日野町分区事務

日赤社資募集に関する事務および管理に努める。

(3) 日野町赤十字奉仕団活動

日野町赤十字奉仕団活動の推進に努める。

(4) その他

その他、関係機関との連携と適正な事業の推進に努める。

① 日野町社会福祉施設等連絡協議会への支援・協力

② 社会を明るくする運動の推進

③ 日野町福祉関係事業への協力

【ひだまり事業所】

1. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援サービスひだまり）

介護保険法令および日野町介護保険条例の趣旨に従い、要介護認定者等が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、計画を立て支援を行う。

- 内 容 ・ 居宅サービス計画作成
- ・ 居宅サービス事業者との連絡調整
 - ・ サービス実施状況の把握、評価
 - ・ 利用者の状況把握
 - ・ 要介護(要支援)認定申請他、介護保険に関する手続きに対する協力、援助
 - ・ 給付管理
 - ・ 相談業務
 - ・ 苦情処理

(2) 訪問介護・訪問介護相当サービス事業（ホームヘルプステーションひだまり）

要介護認定者等が、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員等が居宅に訪問し、訪問介護サービスおよび訪問介護相当サービスを行う。

- 内 容 ・ 身体介護・・・排泄介助、清拭、食事介助、入浴介助、おむつ交換、清拭、移乗、移動介助
- ・ 生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物、薬受け
 - ・ 通院等乗降介助・・・通院等のための乗車又は降車介助
 - ・ その他のサービス・・・介護相談、助言

(3) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業（訪問入浴サービスひだまり）

要介護認定者等が、訪問入浴および介護予防訪問入浴介護サービスを利用する場合、居宅において浴槽を持ち込み、訪問入浴介護を提供する。

なお、他の民間事業所において当町全域を対象とする訪問入浴介護が可能なことから、看護師・介護員などの人材確保および採算性・効率性などを鑑み、上半期において事業休止を行う。

- 内 容 ・ 入浴介護
- ・ 相談、助言

(4) 地域密着型通所介護事業・通所介護相当サービス事業（デイサービスひだまり）

要介護認定者等が、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護を利用する場合、食事・入浴・レクリエーション・創作活動等を行う。

- 内 容 ・ 入浴介護
- ・ 食事介護

- ・ レクリエーション
- ・ 健康チェック、生活指導
- ・ 創作活動
- ・ 送迎サービス

2. 障害者総合支援事業

(1) 身体障害者（児）等居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき町から支給決定を受けた身体、知的、精神の各障がい者（児）が、居宅において日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等を派遣し、入浴等の介護、家事援助等必要なサービスを行う。

- 内 容
- ・ 居宅介護・・・入浴、排泄、食事、衣類交換等の介護
 - ・ 同行援護・・・視覚障がい者等の外出時の移動介護
 - ・ 行動援護・・・知的障がい者等による行動援護

3. 在宅生活支援事業

日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者、身体障がい者が健全で安らかな生活を営めるように、日常生活に対する支援指導を行う。

① 生活管理指導員派遣事業

町から委託を受け、高齢者等の居宅に生活管理指導員が訪問し、家事援助サービスを行う。

4. その他

その他、関係機関との連携と適正な事業の推進に努める。

- ① 日野町地域医療・介護・福祉連携ネットワーク研究会（わたむきねっと）への参加
- ② 障害者訪問入浴サービス事業（町受託事業）
身体障がい者（児）の自宅を訪問し、入浴サービスを提供する。
- ③ 障害者移動支援事業（町受託事業）
障がい者（児）に対して、外出のための支援を行う。
- ④ 縁の入浴支援モデル事業（滋賀の縁創造実践センター受託事業）
- ⑤ 介護予防支援業務（町受託事業）